アダプト・ア・パーク同意書

　つくば市と　 　　　　　　　　　　　　　 　（以下「公園の里親」という。）は、つくば市アダプト・ア・パーク実施要綱に基づき活動するにあたり、次のとおり同意する。

１．公園の里親に関すること

　　（安全）

　１）活動中は、常に安全に注意するとともに、安全な方法で遂行すること。常に安全を最優先す　　ること。

　　（参加者）

　２）活動に参加する者は、原則として１８歳以上であること。又、１８歳未満の参加者１０人に　　つき１人の成人監督者をつけること。

　　（活動時期）

　３）活動は、定期的に年　　回以上行うこと。また、随時、必要に応じて行うこと。

（活動費用）

４）里親の活動は、無償であること。

　　（活動上の注意）

　５）活動中は、つくば市から提供された帽子を着用すること。

　　　注射器、不審物、有害物質等は、拾わないこと。これらの物を発見したときは、必要最小限　　の予防措置をとり専門作業員等に処理を任せること。又は、つくば市に処理を依頼すること。

（報告）

　６）活動中に事故が発生したときは、事故の状況を速やかに市長に報告すること。

活動中に怪我が生じたときは、怪我をした人の住所、氏名、生年月日、怪我の状況、怪我を　　した日時と状況を速やかに市長に報告すること。

年度末に活動の結果を市長に報告すること。又、公園施設の破損等を発見したときは、速や　　かに市長に通報すること。

　　（ごみの排出）

　７）ごみは燃えるごみ、燃えないごみ等に分別した上、所定の方法で排出すること。

　　（名簿の提出）

　８）傷害保険等の加入に必要な参加者名簿をつくば市に提出すること。

２．つくば市に関すること

　　（看板の設置）

　１）公園の里親の名称等の看板（アダプト・サイン）を公園等の管理上支障のない範囲で設置す　　ること。

　　（ごみ収集用具等の提供）

　２）公園の里親が清掃する際に使用するごみ袋、軍手及び帽子等を提供すること。

　　（収集ごみの処理）

　３）公園の里親の清掃活動によって集められたごみ（ごみ袋）を処理すること。

　　（粗大ごみの処理等）

　４）公園の里親だけでは処理できない粗大ごみ等を処理すること。

（保険の加入）

　５）参加者のための傷害保険に加入すること。

３．活動の期間

　　　同意の日からその日の属する年度末までとする。（令和　　年３月３１日まで）

ただし、アダプト解消届又は通知がない場合は、継続されるものとする。

４．活動の場所

　所在地

　　　公　園　名

　 区域 （区域が公園の一部となる場合等）

５．活動の内容

　ごみの収集・清掃、つくば市への情報提供、植栽の企画提案及びその実施、その他公園等の　　愛護に関して必要なこと

６．その他特記事項

　１）拾い集めたごみの中から再生資源を取り除き、リサイクル業者に渡すことは公園の里親の判　　断に委ねられる。

　２）活動区域で工事等を実施するときは、この同意書に基づく活動を休止する場合がある。この　　場合、工事が完了した後に市長から公園の里親に連絡して活動を再開する。

　３）市長からアダプト・ア・パーク解消通知があった場合、又は公園の里親からアダプト・ア・　　パーク解消届があった場合は、活動の期間内であっても同意を解消することができる。

　４）活動の期間が終了したとき、又は活動を解消したときはアダプト・サインは取り外される。

　上記内容に同意した証として本書２通を作成し、各１通を保管する。

　　令和　　年(　　　　年)　　月　　日

茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　つくば市長　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　 公園の里親名（団体名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　　　 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印